

国土交通省では、有用な新技術の活用促進と技術のスパイラルアップを目的として、事後評価を中心とした「公共工事等における新技術活用システム」を運用しています。

当該システムでは、公共工事等に関する技術の水準を一層高めるため、有用な新技術を対象に「推奨技術」「準推奨技術」を新技術活用システム検討会議(有識者会議)において選定し、当該新技術の普及啓発や活用促進等を行っています。

なお、平成21年4月から、「推奨技術候補」は「準推奨技術」に名称を変更しています。

■ 「推奨技術」等の定義

- ・「推奨技術」
公共工事等に関する技術の水準を一層高めるために選定された画期的な新技術。
- ・「準推奨技術」
公共工事等に関する技術の水準を一層高めるために選定された画期的な新技術で、推奨技術と位置づけるためには更なる発展を期待する部分がある新技術。

■ 「推奨技術」等の選考要件

- ・当該技術の活用により、従来に比べ飛躍的な改善効果が発揮される。
- ・従来にはない先駆的な取り組みであり、将来、公共工事等における幅広い活用が期待される。
- ・技術内容が画期的であり、将来的に飛躍的な活用効果の改善が期待できる(現状では、当該技術の適用範囲において活用の効果が従来技術と同程度以上であることを最低要件とする)。
- ・技術内容が独創的である等、国際的に先端を行く技術又は先進諸国への技術展開が期待される技術。
- ・技術内容の応用性、適用性、普遍性等が高く、国内の諸課題の解決への貢献に加えて、国際的な課題の解決など国際貢献に大きく資する。

■ 「推奨技術」等の活用促進に向けた措置

- ・総合評価方式の技術提案において、対象となる技術が提案された場合は、その審査において積極的に評価されます。
- ・「施工者希望型」において、発注者が適切と判断する場合は工事成績評定の加点の対象となります。
- ・NETIS申請者は「〇〇年度 推奨技術(新技術活用システム検討会議(国土交通省))」又は「〇〇年度 準推奨技術(新技術活用システム検討会議(国土交通省))」という名称を使用できます。
- ・準推奨技術となった技術については、活用等の実績等のフォローアップを行い、翌々年度まで推奨技術選考の対象とします。